

# 鎌倉市屋外広告物条例の制定について

## 1 独自条例制定の背景・目的

本市では、これまで県条例の運用と、景観計画の配慮事項に基づく指導誘導を行ってきましたが、地域の実情に合わせたまちの安全・活性化を図るとともに、近年、多発する災害等に対応した広告物の安全管理の強化、電光表示装置・投影広告物・LED照明等付き広告物等新しいタイプの広告物が普及や地域の活力・価値創造につながる規制の弾力的な運用など、屋外広告物を取り巻く課題に対応するため、市独自条例を制定することにしました。

### 独自条例制定の目的

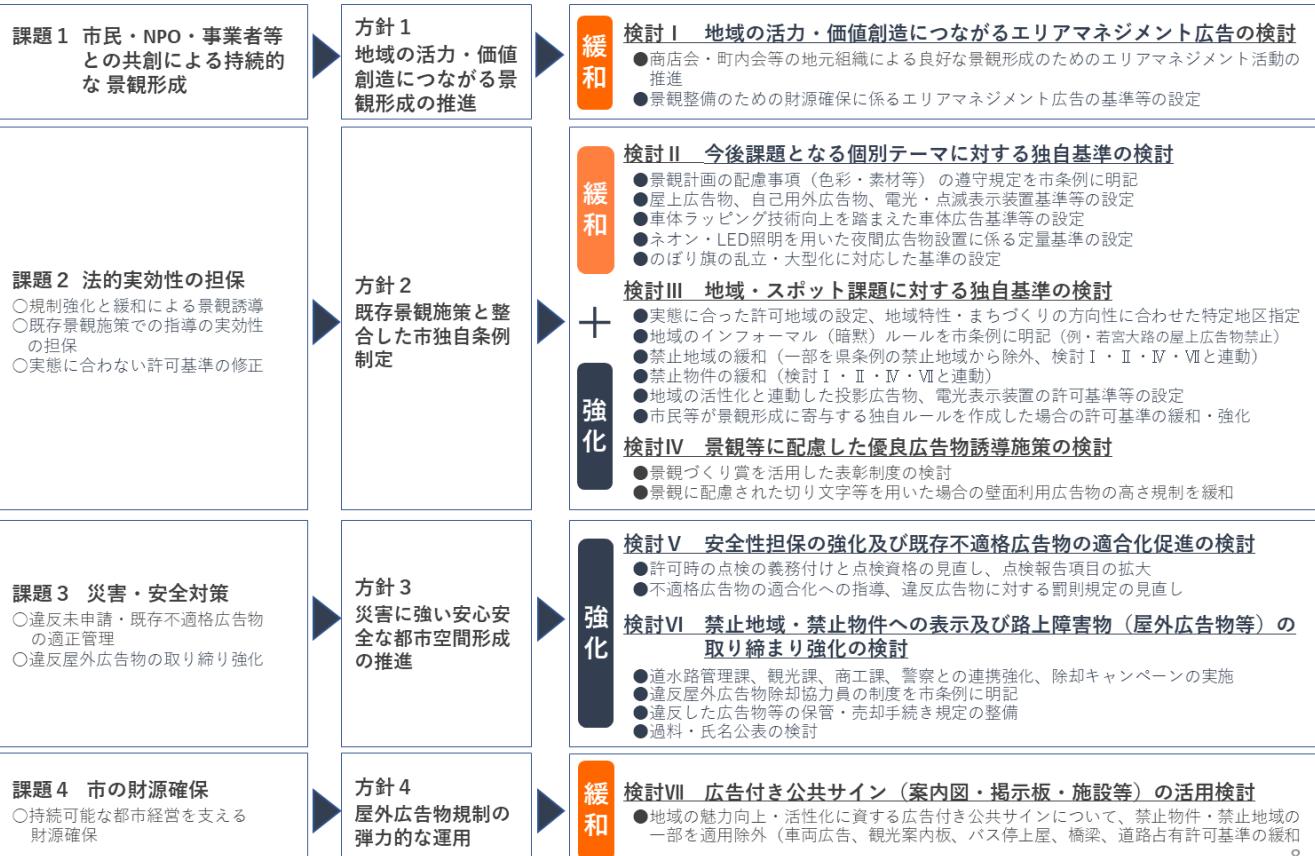
① 「SDGs 未来都市かまくら」の実現に向けた持続可能な都市景観形成

② 既存景観施策の法的実効性を担保する市独自条例の制定

③ 安全・安心な歩行空間を確保するための屋外広告物の適正管理

“まちの安全・活性化”に資する市条例制定を目指す

## 2 条例の制定方針



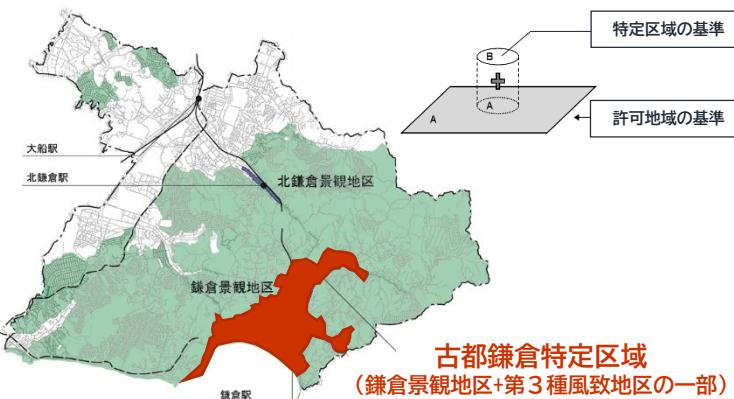
# 屋外広告物の基準が新しくなります

令和4年  
4月1日施行  
一部、10月1日施行

鎌倉市では、これまで「神奈川県屋外広告物条例」を運用し、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止に努めてきましたが、令和4年4月1日からは、令和3年12月に制定した「鎌倉市屋外広告物条例」を運用し、皆さんとともに鎌倉らしい広告景観を目指します。神奈川県屋外広告物条例からの変更点及び鎌倉市屋外広告物条例のポイントは、次のとおりです。

**新** 新しい規定 **変** 県条例から変更した規定

## 新 特定区域（古都鎌倉特定区域） 第10条・別表第3



- 良好的な景観形成又は風致の維持が特に必要な区域を特定区域に定めます。また、特定区域では、許可地域ごとの基準に加えて、特定区域の基準に適合する必要があります。

### 古都鎌倉特定区域の基準

- ・屋上広告物は表示又は設置できない。
- ・自己用外広告物は表示又は設置できない（市内店舗等の敷地から3km以内に設置する「特定案内誘導広告物」を除く）。
- ・電光表示装置等は設置できない（敷地内に自己の名称、営業等の内容を表示するものを除く）。
- ・投影広告物、懸垂昇降装置のある広告幕、アドバルーンは設置できない。
- ・点滅又は動光を伴わないものであること。
- ・明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しないこと。

## 変 禁止地域・許可地域

第5条、第8条・別表第1・別表第2

- 実態に合わせ、禁止地域の一部を緩和しました。

- ・国の重要文化財の敷地及び周囲から商業系地域を除く
- ・歴史的風土特別保存地区からトンネル部を除く
- ・海岸線から100m以内の地域を除く

- 許可地域区分の名称が変わります。

- |          |   |        |
|----------|---|--------|
| ・自然系許可地域 | → | ・第1種地域 |
| ・住居系許可地域 |   | ・第2種地域 |
| ・工業系許可地域 |   | ・第3種地域 |
| ・沿道系許可地域 |   | ・第4種地域 |
| ・商業系許可地域 |   | ・第5種地域 |

- 電光表示装置等（LEDディスプレイ等電光的に発光し内容を変化させる装置）や広告旗（のぼり旗）等の設置基準を追加しました。

## 変 点検項目強化、点検資格の拡大

第16条、第17条

- 近年、多発する災害に対応し、点検は資格を有する者が行うこととし、点検項目を5項目から17項目に拡大します。

- 特定屋外広告物安全管理責任者となる有資格者を拡大し、「建築士」（木造建築士を除く。）及び広告物等の点検に関し必要な知識を習得させることを目的とする「講習会の課程を修了した者」を追加します。

## 新 公表・違反の表示・過料 第24条、第25条、第51条（令和4年10月1日施行）

- この条例・規則の規定や許可条件に違反し、市から勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なく勧告又は命令に従わなかった場合、その旨を公表できる規定（第24条）
- この条例・規則の規定や許可条件に違反した広告物等に、その広告物等が違反である旨を表示できる規定（第25条）
- 広告物の設置者等が、故意に、違反の表示を市長等の承諾を得ずに剥がしたときは、2,000円以下の過料に処する規定（第51条）



鎌倉市 都市景観部 都市景観課 都市景観担当  
TEL : 0467-61-3477 E-mail : keikan@city.kamakura.kanagawa.jp

新

## 適用除外（エリアマネジメント広告、広告付き公共サイン）

第9条第3項、第4項

- 「エリアマネジメント広告」とは、街灯柱バナーなど公共空間に屋外広告物を掲出し、地域組織のまちづくり活動等の財源確保を図るものであります。（第9条第3項）。

- 「広告付き公共サイン」とは、公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物等で、その広告料収入の全部をその施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものです（第9条第4項）。

- これらの広告物を表示又は掲出する場合、「禁止地域」及び「禁止物件」の一部を適用除外とします。

- 許可を受ける際に必要な手数料（全部）を免除とします。



企業広告

商店会

街灯柱  
バナー広告

広告付き地域マップ

## 技術的支援、表彰制度

第38条

- 良好な広告景観の形成を図るため、技術的支援に努めるとともに、優良な広告物の表彰等による啓発活動の推進に努めるものとします。



◀ 平成21年  
景観づくり賞  
「素敵なかんばん」

## 広告景観形成地区

第33条・第34条



- 良好な景観形成や風致の維持のため、特に必要があると認められる地域を広告景観形成地区に指定します。

- 指定にあたっては、地域の自主的なルールを尊重した広告景観形成方針を定めます。

- 指定された地区に広告物等を表示・設置する場合は、広告景観形成方針に適合するよう努めなければなりません。

## 違反屋外広告物除却協力員

第44条

- 違反広告物がないまちを目指し、違反屋外広告物除却協力員を置き、広告物等を除却させることができることを規定します。
- これまで運用してきた「鎌倉市違反屋外広告物除却協力員制度実施要領」の根拠となるものです。

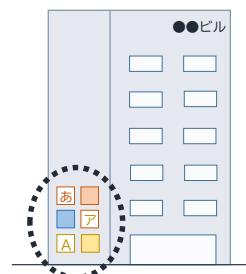


## 広告協定

第35条

- 良好な景観を形成するため、土地所有者等や建築物所有者等が広告物に関する協定を締結したとき、その協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる制度です。

- 市条例では、テナントビル等の建築物単位で締結した協定も認定を受けることができます。



## 経過措置

- 市条例の施行前に県条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、市条例の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなします。
- 市条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示又は設置されている広告物等で、施行日以後に市条例の規定によって、表示又は設置することができないこととなるものは、施行日から10年間（施行日以後に広告物等に変更・改造・移転しようとするときは、その前日までの間）は、市条例の規定を適用しません。

詳細は、「鎌倉市屋外広告物条例のあらまし」をご覧ください。

